

福井県報

第 2017 号

平成 2 1 年
3 月 1 3 日(金)

火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

公立大学法人福井県立大学公告

○一般競争入札の実施……………五

目次

(※は、県例規集登載事項)

告 示

- 平成二十一年度特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 (一一一・財産活用課) ……………一
- 救急業務に係る医療機関の認定 (一一二・福井保健所) ……………三
- 国土調査の成果の認証 (一一三・一四・農村振興課) ……………三
- 県営土地改良事業の工事の完了 (一一五・一一七・丹南農林総合事務所) ……三
- 保安林の指定の予定 (一一八・森づくり課) ……………三
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (一一九・都市整備課) ……………三

公 告

- 建設業法に基づく建設業者の所在地またはその所在が確知できなかった旨の公告(土木管理課) ……………四
- 公共測量の終了(同) ……………四
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市整備課) ……………四
- 優良空き家活用推進業務についての公募型プロポーザルの実施(建築住宅課) ……………四

人事委員会規則

※公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(一)……………五

告 示

福井県告示第111号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項および第167条の11第2項の規定に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定の適用を受ける調達契約のうち平成21年度以降福井県が発注する物品等の購入、修繕、借上げ等および特定役務の調達契約(以下「特定調達契約」という。)に係る一般競争入札および指名競争入札(以下これらを「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項および当該資格の審査の時期、方法等について地方自治法施行令第167条の5第2項(同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり公示する。

平成21年3月13日

福井県知事 西川 一誠

1 調達をする物品等または特定役務の種類

- (1) 文具・印章事務用機器類
- (2) 電気通信機器類
- (3) 測量(計量)器類
- (4) 車両・船舶類
- (5) 油脂・燃料類
- (6) 保守管理・警備保障・検査類
- (7) その他

2 特定調達契約に係る競争入札に参加することができる者

特定調達契約に係る競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者以外の者で、知事が行う審査により特定調達契約に係る競争入札に参加することができる者に

必要な資格(以下「参加資格」という。)を有すると決定された者とする。

なお、物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等(昭和42年福井県告示第27号)の規定による審査において福井県が行う競争入札に参加する者に必要な資格を有すると決定された者については、参加資格を有すると決定された者とはみなす。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者
 - (3) 競争入札参加資格申請書(以下「申請書」という。)またはその添付書類に虚偽の事項を記載した者
 - (4) 参加資格の審査の申請(以下「申請」という。)に係る営業に關し許可、認可等を必要とする場合においてこれを得ていない者
 - (5) 申請をした日(以下「申請日」という。)において都道府県税を滞納している者
 - (6) 申請日前に営業の実績がない者
- 3 申請の時期、方法等
- (1) 申請の手続
 - 申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、(3)の提出場所に提出すること。
 - なお、申請書およびその添付書類(以下「申請書等」という。)の提出は、郵送によりすることができる。
 - ア 誓約書
 - イ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、個人にあっては地方自治法施

行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないことを証する書類
 ウ 財務諸表類（物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等第2条第1項第2号に掲げる書類をいう。以下同じ。）

エ 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10第1項に規定する都道府県税の納税証明書

オ 申請に係る営業が許可、認可等を必要とするものであるときは、これを得たことを証する書類

カ 国際標準化機構が定めた規格（4において「国際規格」という。）ISO 9001またはISO14001の認証を取得している場合にあつては、当該認証に係る登録証の写し

キ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第50条第1項の規定による障害者雇用調整金または同法附則第4条第3項の規定による報奨金の支給を受けている場合にあつては、当該調整金または報奨金の支給決定通知書の写し

ク 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項または第3項の規定により策定した一般事業主行動計画の写し

ケ 次世代育成支援対策推進法第13条の規定による厚生労働大臣の認定を受けている場合にあつては、当該認定通知書の写し

コ 代理店または特約店であるときは、これを証する書類

サ 申請者が法人である場合において、当該法人の支店、営業所等の長に契約に係る権限が委任されているときは、

当該法人の代表者の発行する委任状

シ 申請に係る営業が印刷業であるときは、所定の印刷業者業務調査書

(2) 申請の受付時期
 平成21年4月1日から福井県の休日を除く（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

(3) 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先
 〒910-8580
 福井県福井市大手3丁目17-1
 福井県総務部財産活用課物品管理グループ

電話0776-20-0253
 (4) 申請書等に用いる言語

ア 申請書および財務諸表類については、日本語で作成すること。

ナ お、その他の書類で外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を付記し、または添付すること。

イ 添付書類に金額を記載するときは、出納官史事務規定（昭和22年大蔵省令第95条）第16条に規定する外国貨幣換算率により、その金額を日本国通貨に換算して記載すること。

(5) その他
 申請に係る事務については、日本国内に住所または事務所を有する者に委任することができる。

4 参加資格の審査
 申請者の参加資格の有無については、次の(1)から(3)までに掲げる営業の種類の違いに、それぞれ(1)から(3)までに定める事項を総合的に審査して決定するものとする。

(1) 建設業 申請日の属する事業年度の直

前の事業年度の決算（以下「直前事業年度決算」という。）における総利益率、営業利益率、自己資本率、支払利息率、流動比率および従業員1人当たりの年間完成工事高、申請日の属する年の前年の12月31日における従業員数ならびに申請日の属する年の前年までの営業年数、国際規格ISO9001またはISO14001の認証取得の有無、障害者雇用の状況、次世代育成支援のための雇用環境の整備の状況

(2) 製造業 直前事業年度決算における加工高比率、営業利益率、自己資本率、支払利息率、流動比率および従業員1人当たりの年間加工高、申請日の属する年の前年の12月31日における従業員数ならびに申請日の属する年の前年までの営業年数、国際規格ISO9001またはISO14001の認証取得の有無、障害者雇用の状況、次世代育成支援のための雇用環境の整備の状況

(3) 販売・サービス業 直前事業年度決算における総利益率、営業利益率、自己資本率、支払利息率、流動比率および従業員1人当たりの年間売上高、申請日の属する年の前年の12月31日における従業員数ならびに申請日の属する年の前年までの営業年数、国際規格ISO9001またはISO14001の認証取得の有無、障害者雇用の状況、次世代育成支援のための雇用環境の整備の状況

5 参加資格の審査の結果は、申請者に対し、書面により通知するとともに、競争入札参加資格者名簿に登録するものとする。

なお、申請日から特定調達契約に係る競争入札の期日までに日数の余裕がないときは、当該競争入札の期日までに参加資格の

審査を終了することができないことがある。

6 参加資格の有効期間

この告示の日以降において参加資格を有すると決定された日（以下「決定日」という。）から決定日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

7 発注基準額

1件の特定調達契約について発注することができるとする額（以下「発注基準額」という。）は、当該特定調達契約の相手方において、決定日の属する事業年度の直前の2事業年度における平均製造実績額または平均販売実績額の4分の1に相当する額（その額に100万円未満の端数金額があるときは、当該端数金額を切り上げた額）以下の額とする。ただし、契約の種類により、特定調達契約の相手方の経営および信用の状況、契約履行能力その他特殊な事情を総合的に勘案し、当該発注基準額を超えて発注することがある。

8 記載事項の変更の届け出

決定日後において申請書またはその添付書類に記載した事項に変更があつたときは、その都度遅滞なく、所定の競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（以下「変更届」という。）を提出しなければならない。

9 参加資格の取消しおよび停止

決定日以降において参加資格者が、2の(1)から(6)までのいずれかに該当するに至つた場合または変更届を提出しなかつた場合には、特別の理由がある場合を除き、参加資格を取り消し、または、相当の期間、これを停止するものとする。この場合において、参加資格を取り消し、または停止したときは、書面により、その旨を通知する。

福井県告示第112号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

- 平成21年3月13日
- 福井県知事 西川 一誠
- 1 区分 救急診療所
- 2 名称 たなか整形外科眼科
- 3 所在地 福井市種池1丁目101
- 4 認定年月日 平成21年3月3日
- 5 認定の有効期限 平成24年3月2日

福井県告示第113号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

- 平成21年3月13日
- 福井県知事 西川 一誠
- 1 調査を行った者の名称 おおい町
- 2 調査を行った期間 平成18年8月から平成20年3月まで
- 3 調査を行った地域 大飯郡おおい町山田の一部
- 4 成果の名称 地籍図および地籍簿
- 5 認証年月日 平成21年3月13日

福井県告示第114号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の

成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

- 平成21年3月13日
- 福井県知事 西川 一誠
- 1 調査を行った者の名称 おおい町
- 2 調査を行った期間 平成17年7月から平成19年3月まで
- 3 調査を行った地域 大飯郡おおい町岡田の一部
- 4 成果の名称 地籍図および地籍簿
- 5 認証年月日 平成21年3月13日

福井県告示第115号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

- 平成21年3月13日
- 福井県知事 西川 一誠
- 1 地区名 日野川用水中央地区
- 2 土地改良事業の名称 農業用排水施設（かんがい排水）事業
- 3 工事完了年月日 平成20年3月28日

福井県告示第116号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

- 平成21年3月13日
- 福井県知事 西川 一誠
- 1 地区名

日野川用水右岸地区

- 2 土地改良事業の名称 農業用排水施設（かんがい排水）事業
- 3 工事完了年月日 平成19年7月31日

福井県告示第117号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

- 平成21年3月13日
- 福井県知事 西川 一誠
- 1 地区名 日野川用水左岸地区
- 2 土地改良事業の名称 農業用排水施設（かんがい排水）事業
- 3 工事完了年月日 平成19年12月28日

福井県告示第118号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

- 平成21年3月13日
- 福井県知事 西川 一誠
- 1 保安林子定森林の所在場所 南条郡南越前町大良35字高平233の1、24の1、26の1、26の2
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる

立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法
 - ・ 期間および樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県守および南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 平成21年3月13日
- 福井県知事 西川 一誠
- 1 施行者の名称 敦賀市
- 2 都市計画事業の種類および名称 敦賀都市計画下水道事業 敦賀市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和49年10月23日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定に基づき、次の建設業者の営業所の所在地またはその所在が確知できないので、その旨を公告する。

当該建設業者は、福井県土木部土木管理課まで申し出らるたい。

なお、この公告の日から30日経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定に基づき、当該建設業者の許可を取り消す。

平成21年3月13日

福井県知事 西川 一誠

許可番号	許可年月日	建設業者の商号または名称、主たる営業所の所在地および代表者の指名
(般-19)第9839号	平成19年8月29日	北陸機工株式会社 福井県福井市御幸3丁目3番30号 代表取締役 石塚 春樹

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成21年3月13日

福井県知事 西川 一誠

- 1 測量計画機関の名称
あわら市
- 2 作業の種類
公共測量（下水道平面図作成）
- 3 作業の期間
平成20年11月20日から平成21年2月27日まで

4 作業の地域

あわら市内（番堂野、十三、城新田地区）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年3月13日

福井県知事 西川 一誠

- 1 都市計画の種類および名称
丹南都市計画下水道
越前市公共下水道

2 縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部都市整備課

優良空き家利活用推進業務に関して、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告する。

平成21年3月13日

福井県知事 西川 一誠

- 1 企画提案書の提出を求める事項
(1) 企画提案書の提出を求める業務の名称
優良空き家利活用推進業務
(2) 委託期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
(3) 業務内容
「優良空き家利活用推進業務に関する公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。
- 2 企画提案書を提出する者に必要な資格
企画提案書を提出することのできる者は、(1)から(3)までに掲げる条件をすべて満た

す者とする。

(1) 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて業を営む個人、法人またはその団体であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

3 説明資料等の交付

実施要領および各種様式等関係資料の交付については、次のとおりとする。

(1) 交付場所

〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部建築住宅課

TEL 0776-20-0505

FAX 0776-20-0693

(2) 交付期間

平成21年3月13日（金）から平成21年3月26日（木）まで（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。

4 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類および提出部数
実施要領に定めるところによる。

(2) 提出期限

平成21年3月27日（金）午後5時（提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。）

(3) 提出先
説明資料等の交付場所と同じとする。

5 企画提案書の審査

(1) 県は、企画提案書の内容を審査し、総合点が最も高かった提案者を契約先候補に決定する。

(2) プレゼンテーションの実施

(1)の審査に当たり、企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの日程は、企画提案書の提出者に対し、別途通知する。

(3) 審査結果の通知

ア 審査結果は、企画提案書を提出した者に書面で通知する。

イ 選定されなかった提案者に対する理由の説明

選定されなかった提案者は、その理由について説明を求めることができ。この場合において、別途通知する日までに、説明を求めめる旨を記載した書面を提出しなければならない。県は、書面の提出があった日から10日以内に書面により回答するものとする。

6 その他

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) このプロポーザルに係る一連の手続および契約等に関する手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (3) 提案のための費用は、提案者の負担とする。
- (4) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による。

人事委員会規則

公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年三月十三日

福井県人事委員会

委員長 川上 賢正

福井県人事委員会規則第一号

公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則(平成十四年福井県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正す。

別表中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第四十一号までを「号」の繰り上げ、第四十二号を第四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十二 財団法人ダム技術センター

別表第五十二号を次のように改める。

五十二 財団法人福井県暴力追放センター

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

公立大学法人福井県立大学公告

一般競争入札を実施するので、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第5条の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月13日

公立大学法人福井県立大学

理事長 石井 佳治

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称および数量

労働者派遣業務一式

(2) 契約内容

入札説明書および入札仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 就業場所

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学

(4) 契約期間

平成21年4月1日から平成23年9月30日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第4条に基づき一般競争参加者の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立ておよび民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第5条第1項に規定する一般労働者派遣事業の許可を受けている者または同法第16条第1項に規定する特定労働者派遣事業の届出書を提出し受理されている者であること。

3 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書に、必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県立大学の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期限

平成21年3月19日(木) 16時まで

(2) 申請書の提出方法

持参し、または郵送すること。

(3) 提出先

〒910-1195

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

1-1

公立大学法人福井県立大学経営企画課

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部署の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先

〒910-1195

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学財務管理課

電話 0776-61-6000

(2) 入札説明書等の交付期間

平成21年3月13日(金) から同年3月19日(木) まで(日曜日および土曜日を除く。)の9時から17時まで

5 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出方法

入札書は、郵送により提出する場合を除き、入札の日時に入札の場所へ持参して提出すること。

なお、電報または電送による入札書の提出は、認めない。

(2) 郵送による入札書の提出を希望する場

合の提出期限等

ア 提出期限

平成21年3月25日(水) 17時
(この期限までに必ず到着させること
。)

イ 提出方法

簡易書留郵便によること。

ウ 提出場所

〒910-1195

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4

ー1-1

公立大学法人福井県立大学財務管理

課

(3) 入札の日時および場所

ア 日時

平成21年3月26日(木) 11時

イ 場所

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4

ー1-1

公立大学法人 福井県立大学

図書館棟会議室

6 入札の方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額は、通常勤務1時間当たりの単価とする。

7 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達役務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入

札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) この入札にかかる一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(3) 入札の無効

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第21条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

平成二十一年三月十三日印
平成二十一年三月十三日発

刷 行

発行人
印刷人

千九一〇一八五八〇
千九一九一〇四八二

福井県福井市大手三丁目一七番一号
福井県坂井市春江町中庄六一―三二

福井県
(株)エクスシート

☎ 五五六七八番